

攻めの園芸緊急生産対策事業内容一覧

事業主体	採 択 基 準	補助対象経費 (事業内容)	左 の 説 明 (施設等の区分)	補助率	計画変更申請要件						
農業協同組合 農協連 農業者の組織する団体 農業生産法人(構成員が3戸以上)等	次の要件を満たしていること。 1 熊本県野菜・果樹・花き農業振興計画に掲げてある振興品目を対象とする。 但し、中山間農業モデル地区の取組み品目、「攻めの園芸」実践プランを策定した地域の品目については対象とする。 2 受益戸数は3戸以上あること。 3 受益者は認定農業者等地域農業の担い手であること。 4 整備対象とする施設・機械等は、国庫事業の採択基準を満たさないものとする。 5 施設・機械等の規模等は概ね次のとおりとする。 ①品質向上対策、②生産力向上対策、③コスト低減対策のいずれかに該当し、以下の規模を有すること。機械等にあつては、受益面積に適した規模・能力を有すること (1)PQC生産向上対策 ア 施設・機械の整備 施設・機械の規模・受益面積 同一技術として <table><tr><td>野菜</td><td>果樹</td><td>花き</td></tr><tr><td>30a以上</td><td>30a以上</td><td>20a以上</td></tr></table> ※育苗用のものについては、その受益面積(本圃)とする ※規模決定は、原則として熊本県経営指標等客観的数字を根拠に算定するものとする。 ※事業費下限(税抜): 施設・機械(100千円/10a・台) ハウスの補強等(300千円/人) ※事業費上限(税抜): ハウス(本体で10,000千円/10a) ※補助上限額(税抜): 中古ハウス(本体と附帯設備併せて2,500千円/10a) イ 生産基盤強化対策(小規模土地基盤整備) 受益面積が概ね50a以上	野菜	果樹	花き	30a以上	30a以上	20a以上	施設の整備に要する経費 機械の導入に要する経費 さく井、関連施設、園地までの配管に係る経費 果樹の新植及び改植に係る経費	ベンチ・ベッド施設、養液土耕施設、多目的細霧冷房システム、換気施設、カーテン施設、灌水施設、暗渠施設、防除施設(防除用スプリンクラー含む)、電照施設、高度環境制御施設、温度調整施設、果樹棚(強化棚含む)、防鳥施設、省エネルギー施設、全天候型マルチ施設、ハウス(雨よけハウス、耐風性ハウス(風速25m/s以上35m/s未満に耐えるハウス施設)含む)、トンネルハウス、炭酸ガス発生装置、防風施設、ハウスの補強等 ※中古施設を含む スマート農業関連機器(※2)、播種機、移植機、収穫調整機、培土配合機、培土詰機、茎葉処理機、中耕管理機、土壌消毒機、土壌改良機、土壌分析装置、自走式運搬機、粉碎機(剪定枝等)、管理ビークル、防除・灌水機械、スピードスプレー(SS)、剪定機等 ※1 中古機械を含む ※2 スマート農業関連機器は、導入効果を確認できる根拠データのあるものに限る さく井(概ね100mを上限とする、試掘は対象とせず、必要水量を概ね確保すること)、水中ポンプ、用水管、付属部材、制御盤資材、圧力タンク、配管等 苗木、土壌改良資材、作業労賃等	1／3以内 1／3以内 1／2以内 1／2以内	1 事業主体の変更 2 施行箇所、設置場所の変更 3 事業費の30%を超える増減 (ただし、入札による減は除く)
野菜	果樹	花き									
30a以上	30a以上	20a以上									

	(2)高温対策 受益面積 同一技術として			高温対策※に要 する経費 ※高温、強日射 、乾燥対策に限 る	遮光、鮮度保持、地温抑制資材等 (高温対策として効果がある資材(ただし、消耗品では なく、3年以上継続して使用できる資材))	1／3 以内	
	野菜	果樹	花き				
	30a以上	30a以上	20a以上				